利付国庫債券（二十年）（第六十三回）	一・八％	平成三十五年六月二十日	七十三億円	
利付国庫債券（二十年）（第六十四回）	一・九％	平成三十五年九月二十日	百四十九億円	
利付国庫債券（二十年）（第六十五回）	一・九％	平成三十五年十二月二十日	百二十五億円	
利付国庫債券（二十年）（第六十八回）	二・二％	平成三十六年三月二十日	二十二億円	
利付国庫債券（二十年）（第六十九回）	二・一％	平成三十六年三月二十日	八億円	
利付国庫債券（二十年）（第七十一回）	二・二％	平成三十六年六月二十日	三億円	
利付国庫債券（二十年）（第七十七回）	二・〇％	平成三十七年三月二十日	三億円	
利付国庫債券（二十年）（第八十一回）	二・〇％	平成三十七年九月二十日	七十七億円	
利付国庫債券（二十年）（第八十二回）	二・一％	平成三十七年九月二十日	十億円	
利付国庫債券（二十年）（第八十六回）	二・三％	平成三十八年三月二十日	十億円	
利付国庫債券（二十年）（第百二回）	二・四％	平成四十年六月二十日	六十九億円	
利付国庫債券（二十年）（第百五回）	二・一％	平成四十年九月二十日	十五億円	
利付国庫債券（二十年）（第百七回）	二・一％	平成四十年十二月二十日	二百億円	
利付国庫債券（二十年）（第百八回）	一・九％	平成四十年十二月二十日	五十億円	
利付国庫債券（二十年）（第百十四回）	二・一％	平成四十一年十二月二十日	二百三十一億円	
利付国庫債券（二十年）（第百十五回）	二・二％	平成四十一年十二月二十日	百十九億円	
利付国庫債券（二十年）（第百十九回）	一・八％	平成四十二年六月二十日	九億円	
利付国庫債券（二十年）（第百二十一回）	一・九％	平成四十二年九月二十日	四億円	
利付国庫債券（二十年）（第百三十回）	一・八％	平成四十三年九月二十日	十一億円	
利付国庫債券（二十年）（第百三十二回）	一・七％	平成四十三年十二月二十日	百三十六億円	

利付国庫債券（二十年）（第百三十三回）	一・八％	平成四十三年十二月二十日	百六十一億円	
利付国庫債券（二十年）（第百三十四回）	一・八％	平成四十四年三月二十日	二百七十二億円	
利付国庫債券（二十年）（第百三十五回）	一・七％	平成四十四年三月二十日	四十五億円	
利付国庫債券（二十年）（第百三十六回）	一・六％	平成四十四年三月二十日	十六億円	
利付国庫債券（三十年）（第三回）	二・三％	平成四十二年五月二十日	四億円	
利付国庫債券（三十年）（第四回）	二・九％	平成四十二年十一月二十日	三億円	
利付国庫債券（三十年）（第六回）	二・四％	平成四十三年十一月二十日	一億円	

○財務省告示第百十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年三月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年四月十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百六十三回、第三百六十五回及び第三百七十一回）、利付国庫債券（五年）（第百十八回、第百十九回、第百二十二回、第百二十三回及び第百二十五回）、利付国庫債券（十年）（第二百九十九回、第三百六回、第三百七回及び第三百十九回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十四回、第四十九回、第五十一回、第五十二回、第五十三回及び第五十四回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で千九百九十三億円

内訳（別表のとおり）

七　払込金額　二千四十七億六千九百七十四万三千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十九年三月二十二日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$$